

# 個人情報取扱いに関する規程

## 目次

第1章	総則
第2章	個人情報保護の推進体制
第3章	利用目的の特定等
第4章	利用目的の通知等
第5章	個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保
第6章	安全管理の措置、従業者の監督及び委託先の監督
第7章	個人データの第三者提供
第8章	保有個人データに関する事項の公表等
第9章	保有個人データの開示
第10章	訂正及び利用停止
第11章	開示等の手続及び手数料
第12章	理由の説明、苦情処理
第13章	規程の変更
第14章	罰則等
附則	

社会福祉法人 八千代会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代会（以下「法人」という。）において、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）及び厚生労働省が定めた福祉関係事業者並びに医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（以下「指針」という。）の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する基準を定め、個人の権利利益を保護するとともに、個人情報の適正な取扱いに取り組み個人情報の保護を進めることにより、法人の信頼や透明性の確保を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 法人は、個人情報の取扱いにおいて、個人の人格尊重の理念のもとに慎重にかつ適正に取り扱わなければならない。

### (個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、法人が所有する情報であつて、法第3条に規定するもので、次に掲げるすべての情報を指す。

- (1) 個人情報
- (2) 個人情報データベース等
- (3) 個人データ
- (4) 保有個人データ

## 第2章 個人情報保護の推進体制

### (情報保護推進委員会の設置)

第4条 法人における個人情報の適正な取扱いを総合的に推進するため、理事長を長とする「情報保護推進委員会」を設置する。

- 2 情報保護推進委員会の委員は、理事長のほか、法人が設置経営する施設・事業所の管理者等をもって構成する。
- 3 情報保護推進委員会の役割は、次のものとする。
  - (1) 法人の個人情報の取扱いに関する基本的な考え方や方針の決定
  - (2) 個人情報の取扱いに関する諸規程等の整備に関すること
  - (3) 個人情報保護推進に関する実務の統括
  - (4) 従業員の教育研修等に関すること
  - (5) 事故発生時の対応に関すること
  - (6) その他個人情報保護推進上必要な事項
- 4 情報保護推進委員会は、原則として年3回開催する。ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

### (情報管理責任者)

第5条 個人情報の適正な取扱いの責任主体を明確にするため、法人が設置経営する施設・事業所等に、次の情報管理責任者を置くものとする。

- |             |          |         |
|-------------|----------|---------|
| (1) 法人本部    |          | 理事長     |
| (2) 障害者支援施設 | 田主丸一麦寮   | 事業所の管理者 |
| (3) 障害者支援施設 | 第二田主丸一麦寮 | 事業所の管理者 |
| (4) 短期入所事業所 | 田主丸一麦寮   | 事業所の管理者 |
| (5) 短期入所事業所 | 第二田主丸一麦寮 | 事業所の管理者 |

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (6) グループホーム むぎハウス    | 事業所の管理者 |
| (7) グループホーム むぎっ子ハウス  | 事業所の管理者 |
| (8) 障害福祉サービス事業所 ステップ | 事業所の管理者 |
| (9) グループホーム 一麦ハウス    | 事業所の管理者 |
| (10) 相談支援センター いちばく   | 事業所の管理者 |

#### (情報管理責任者の職務)

第6条 情報管理責任者は、以下の職務を行うものとする。

- (1) 個人情報の把握（台帳管理と分類）
- (2) 個人情報の安全管理方法の決定とその実践
- (3) 全法的な方針等に沿った施設等固有のマニュアル、手順書等の作成
- (4) 個人情報保護推進において関係法令等を遵守し従業者を管理・監督する
- (5) 従業者に対する個人情報保護等の周知徹底及び教育の実施
- (6) 個人データの安全管理措置について定期的や自己評価及びその見直しや改善の実施
- (7) 漏洩などの事故に関する調査、対策指示及び倫理委員会への報告
- (8) 受け付けた苦情及びその改善状況等の倫理委員会への報告
- (9) 内部監査等で指摘された問題点等に対する是正・予防措置の実施と報告
- (10) その他個人情報保護に関する上で必要な事項

#### (内部監査)

第7条 個人情報保護に社会性や客観性を確保し、より適正な取り扱いを推進するため内部監査を実施するものとする。

- 2 内部監査は、中立・公正性の確保のため、理事会で選任し理事長が任命した第三者委員が行うものとする。
- 3 監査を行うものは、法人の個人情報の適正な取扱い及び個人情報保護推進に関する業務執行の状況を監査しなければならない。
- 4 監査を行うものは、毎年定期的に内部監査を行い、必要に応じて情報保護推進委員会に報告するものとする。また、必要があると認めるときは、情報保護推進委員会に出席して意見を述べるものとする。

### 第3章 利用目的の特定等

#### (利用目的の特定)

第8条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (利用目的による制限)

第9条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。なお、本人の同意を得るために個人情報を利用すること（同意を得るために本人の連絡先を利用して電話をかける場合など）、個人情報を匿名化するために個人情報に加工を行うことは差し支えない。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 法第16条第3項に規定する利用目的の制限の例外に該当する場合は、本人の同意を得ず

に個人情報を取り扱うことができる。

- 4 個人情報を取得する時点で、本人の同意があった場合で、その後、本人から利用目的の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意があった範囲に限定する。
- 5 本人が未成年者又は被後見人の場合は、法定代理人の同意を得ることとし、一定の判断能力を有する未成年者等については、あわせて本人の同意を得るものとする。
- 6 被後見人等でない障害者の場合は、本人の同意にあわせて家族等の同意を得るものとする。

## 第4章 利用目的の通知等

### (取得に際しての利用目的の通知等)

- 第10条 法人は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、生命、身体又は財産の保護等のために緊急の処置が必要な場合は、この限りではない。
- 2 法人は、個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない
  - 3 前項の利用目的の公表方法として、法人が設置経営する施設及び事業所内等に掲示するものとし、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表するものとする。なお、事業所内の掲示に当たっては、受付窓口の近くに当該内容を説明した表示を行い、本人等に対しては、利用開始時において当該掲示についての注意を促し、希望がある場合には、詳細に説明したり、当該内容を記載した書面の交付を行うものとする。
  - 4 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

### (利用目的の通知等の例外)

- 第11条 前条の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

## 第5章 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保

### (適正な取得)

- 第12条 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 十分な判断能力を有していない子供等から本人や家族等の個人情報を取得してはならない。

### (データ内容の正確性の確保)

- 第13条 法人は、適正な福祉サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 2 第三者提供により他の福祉関係事業者から個人情報を入手した際に、当該個人情報の内

容に疑義が生じた場合には、記載内容の事実に関して本人又は情報の提供を行った者に確認をとるものとする。

- 3 必要な過去のケース記録等については、本人から直接収集することを原則とする。ただし、本人以外の家族等から収集することが、適切な福祉サービスの提供上やむを得ない場合はこの限りでない。

## 第6章 安全管理の措置、従業員の監督及び委託先の監督

### (安全管理措置)

第14条 法人は、その取り扱う個人データの重要性にかんがみ、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報保護に関する規程の整備、公表
- (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- (4) 個人データの盗難や紛失等を防止するための物理的・技術的安全管理の実施
- (5) 個人データの適切な保存
- (6) 不要となった個人データの適切な廃棄、消去

### (従業員の監督)

第15条 法人は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対し法及び関係各法や規程等の遵守を徹底するなど必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (委託先の監督)

第16条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対し次に掲げる事項により必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (1) 委託契約において委託者である法人が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認する。
- (2) 受託者が、委託を受けた業務の一部を再委託することを予定している場合、再委託を行うに当たっては法人への文書による通知を求め、再委託を受ける事業者が個人情報を適切に取り扱っていることが確認できるよう契約において規定する。
- (3) 受託者における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合（本人等からの申出があり、確認の必要があると考えられる場合を含む。）には、受託先に対し、説明を求め、必要に応じ改善を求めるなどの適切な措置を行う。

## 第7章 個人データの第三者提供

### (第三者提供の制限)

第17条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、

本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (第三者提供の特則)

第18条 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 2 法人は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### (第三者の非該当)

第19条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する物の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
  - (4) 同一法人内で情報提供する場合。ただし、利用目的として公表していない目的に用いる場合には、その新たな利用目的を、速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

## 第8章 保有個人データに関する事項の公表等

#### (保有個人データに関する事項の公表等)

第20条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 法人の氏名又は名称
  - (2) すべての保有個人データの利用目的
  - (3) 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法
  - (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次に掲げる場合を除き、遅滞なく通知しなければならない。
- (1) 本人の知り得る状態に置く等の措置により利用目的が明らかになっている場合

- (2) 法第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

## 第9章 保有個人データの開示

### (開示)

- 第21条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときには、その旨を知らせる。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当該法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。本人に開示を行う旨の説明を行った際に、本人から開示をして欲しくない旨の申出があった場合に、前項第1号から第3号のいずれかに該当する場合には法定代理人等に対して開示をしないことができる。
- 3 開示の方法は、原則として書面の交付によるが、開示の求めを行った者が別の方法に同意した場合は同意した方法による。
- 4 法人は、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を文書により示し、わかりやすく説明するよう努めなければならない。
- 5 他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

## 第10章 訂正及び利用停止

### (訂正等)

- 第22条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、訂正等の措置を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 利用目的からみて訂正等が必要でない場合
  - (2) 誤りであるとの指摘が正しくない場合
  - (3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- 2 法人は、訂正等の措置を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を文書により示し、わかりやすく説明するよう努めなければならない。

### (利用停止等)

- 第23条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いや取得において

法の規定に違反しているという理由によって当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 法人は、利用停止等が求められた保有個人データの全部又は一部について、これらの措置を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（利用停止等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を文書により示し、わかりやすく説明するよう努めなければならない

### （第三者への提供の停止）

第24条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供において法の規定に違反しているという理由によって当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 法人は、第三者への提供の停止が求められた保有個人データの全部又は一部について、第三者への提供を停止したとき、又は停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（第三者への提供を停止したときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。  
また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を文書により示し、わかりやすく説明するよう努めなければならない。

## 第 11 章 開示等の手続及び手数料

### （開示等の求めに応じる手続）

第25条 法人は、保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止の求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲において、次に掲げる事項について、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

(1) 開示等の求めの受付先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの受付方法

(3) 開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

(4) 保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

- 2 法人は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるが、この場合には、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、当該求めをすることにつき本人が委任した代理人によってすることができる。



#### (手数料)

第26条 法人は、保有個人データの利用目的の通知又は開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 法人は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において、その手数料の額を定めなければならない。

### 第12章 理由の説明、苦情処理

#### (理由の説明)

第27条 法人は、本人から求められた保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

2 法人は、本人に対して理由を説明する際には、文書により示すことを基本とする。

#### (苦情の処理)

第28条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

### 第13章 規程の変更

#### (規程の変更)

第29条 この規程の変更は、理事会の承認を得て行うものとする。

### 第14章 罰則等

#### (罰則等)

第30条 従業員が本規程に違反した場合は、就業規則に基づき処分を行うものとする。また本規程に違反する故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、一切の賠償責任を負うものとする。なお当該損害賠償の責任は、在職中はもちろん、退職後も免れることはできない。

#### 附 則

1. 本規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. 平成17年11月1日変更
3. この規程は、平成20年7月19日に一部改正し、平成20年4月1日から適用する。
4. 平成21年7月21日に一部改正し、平成21年8月1日から適用する。
5. 平成23年3月28日に一部改正し、平成23年4月1日から適用する。
6. 平成25年9月17日に一部改正し、平成25年10月1日から適用する。
7. 平成25年12月13日に一部改正し、平成26年1月1日から適用する。